

誓約書

加古川市再生可能エネルギー利用設備設置事業補助金を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）第29条第1項第1号に規定する法令等を遵守すること。
- 2 地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- 3 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
- 4 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
- 5 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。
- 6 20kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
- 7 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
- 8 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- 9 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
- 10 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。
- 11 交付対象設備を処分する際は、関係法令の規定を遵守すること。
- 12 太陽光発電設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理の際には、住宅メーカー、施工業者、太陽光パネルメーカー等に相談し、産業廃棄物として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適切に処理すること。
- 13 10kW以上の太陽光発電設備を設置する場合は、交付対象設備の解体・撤去及びこれに伴い発生する廃棄物の処理に必要な費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 14 太陽光発電設備を設置する場合は、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。
- 15 対象となる事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付すること。
※一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、この限りでない。

- 16 交付対象設備は、中古品でないこと。
- 17 交付対象設備は、他の法令又は予算制度に基づき国、県その他の団体の負担又は補助を得て実施する設備導入ではないこと。
- 18 交付対象設備は、各種法令等に遵守した設備であること。
- 19 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- 20 補助事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。
- 21 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又は FIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- 22 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- 23 補助事業者が、本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量は、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（住宅用：30%、事業用：50%）以上とすること。
- 24 前項の確認を行うため、本補助金により導入する再エネ発電設備の稼働状況、発電状況及び発電した電力の自家消費の状況について、市が報告を求めたとき又は実地調査を行うときは、協力します。
- 25 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力します。
- 26 次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団
 - (2) 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (3) 加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）別表第 2 項に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (4) 要綱別表の第 3 項から第 5 項までに規定する事業者
- 27 前 2 項に違反したときには、補助金の交付決定の取消し、違約金の請求その他の貴市が行う一切の措置について異議を述べません。
- 28 本事業に関連し、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求を受けたときには、貴市に報告するとともに加古川警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

年 月 日

(申請者)

住宅用 住 所：

氏 名：

(署名又は記名押印)

事業用 住 所：

法人名（屋号）：

代表者職・氏名：

(署名又は記名押印)